

平成 2 1 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

平成 2 1 年 3 月 2 5 日（水曜日）

議事日程（第 5 号）

平成 2 1 年 3 月 2 5 日（水）午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 陳情第 5 号 地域商品券発行に関する助成を求める陳情
（委員会付託）
- 日程第 3 議案第 1 号 平成 2 1 年度尾鷲市一般会計予算の議決について
- 日程第 4 議案第 2 号 平成 2 1 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算
の議決について
- 日程第 5 議案第 3 号 平成 2 1 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算
の議決について
- 日程第 6 議案第 4 号 平成 2 1 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予
算の議決について
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 2 1 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の
議決について
- 日程第 8 議案第 6 号 平成 2 1 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決につい
て
- 日程第 9 議案第 7 号 平成 2 1 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決につい
て
- 日程第 1 0 議案第 8 号 平成 2 0 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の
議決について
- 日程第 1 1 議案第 9 号 平成 2 0 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 平成 2 0 年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正
予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 平成 2 0 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算（第 2 号）の議決について
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 平成 2 0 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3
号）の議決について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 2

- 号)の議決について
- 日程第16 議案第14号 尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 尾鷲市市税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 三重県尾鷲市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合の規約変更に関する協議について
- 日程第24 議案第22号 尾鷲市立公民館条例の一部改正について
- 日程第25 議案第23号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第24号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第26号 平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について
- 日程第28 議案第27号 工事請負変更契約について(市道梅ノ木谷線道路改良工事)
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第29 陳情第5号 地域商品券発行に関する助成を求める陳情
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程追加 発議第1号 奥田尚佳市長に対する問責決議について

出席議員（15名）

1番	神保美也	議員	2番	内山鉄芳	議員
3番	三鬼孝之	議員	4番	田中勲	議員
5番	真井紀夫	議員	7番	三鬼和昭	議員
8番	高村泰徳	議員	9番	與谷公孝	議員
10番	端無徹也	議員	11番	濱中佳芳子	議員
12番	北村道生	議員	13番	村田幸隆	議員
14番	濱口文生	議員	15番	中垣克朗	議員
16番	南靖久	議員			

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	奥 田 尚 佳 君
会計管理者兼出納室長	湯 浅 英 男 君
市長公室長	栗 藤 和 治 君
総務課長	川 口 明 則 君
防災危機管理室長	小 倉 宏 之 君
税務課長	世 古 正 太 郎 君
福祉保健課長	宮 本 忠 明 君
環境課長	楠 文 治 君
環境課廃棄物・資源リサイクル担当調整監	佐々木 進 君
市民サービス課長	山 下 恭 徳 君
建設課係長	下 村 新 吾 君
新産業創造課長	奥 村 英 仁 君
水産農林課長	岩 出 育 雄 君
水道部長	川 端 直 之 君
尾鷲総合病院事務長	大 倉 良 繁 君
尾鷲総合病院総務課長	大 川 一 文 君
尾鷲総合病院医事課長	世 古 讓 治 君
教育委員長	北 澤 雅 臣 君
教 育 長	田 中 稔 昭 君

教育委員会教育総務課長	吉	澤	壽	朗	君
教育委員会生涯学習課長	三	木	正	尚	君
教育委員会学校教育担当調整監	玉	津	勲	哉	君
監 査 委 員	濱	田	俊	次	君
監 査 委 員 事 務 局 長	濱	野	薫	久	君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	山	本	和	夫
議 事 ・ 調 査 係 長	内	山	雅	善
議 事 ・ 調 査 係 主 査	竹	平	專	作

〔開議 午前10時01分〕

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において16番、南靖久議員、1番、神保美也議員を指名いたします。

次に、日程第2、陳情第5号「地域商品券発行に関する助成を求める陳情」を議題といたします。

ただいま議題となりました陳情につきましては、朗読を省略し、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ご異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、ただいまの陳情を審査していただくため、第二・第三委員会室において総務産業常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前10時03分〕

〔再開 午前11時15分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第3、議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、日程第28、議案第27号「工事請負変更契約について（市道梅ノ木谷線道路改良工事）」までの計26議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました26議案につきましては、所管の常任委員会に付託をしてご審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔 3 番（三鬼孝之議員）登壇 〕

3 番（三鬼孝之議員） 私ども生活文教常任委員会に付託になりました議案第 1 号「平成 21 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第 1 条歳入、第 1 1 款分担金及び負担金、第 2 項負担金、第 1 2 款使用料及び手数料、第 1 項第 1 目民生使用料、第 2 目衛生使用料、第 6 目教育使用料、第 2 項第 1 目総務手数料、第 2 目衛生手数料、第 1 3 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 2 項第 1 目民生費国庫補助金、第 2 目衛生費国庫補助金、第 4 目教育費国庫補助金、第 3 項第 1 目第 1 節総務管理費委託金のうち、外国人登録事務交付金、第 2 目民生費委託金、第 1 4 款県支出金、第 1 項第 2 目民生費県負担金、第 2 項第 2 目民生費県補助金、第 3 目衛生費県補助金、第 7 目教育費県補助金、第 3 項第 1 目第 1 節総務管理費委託金のうち、人口動態調査事務費市町村交付金、第 2 目交通災害共済事業費委託金、第 1 5 款財産収入、第 1 項第 1 目第 1 節土地建物貸付収入のうち、環境関係土地貸付料、福祉保健課関係土地建物貸付料、電柱敷貸付料、教員住宅等貸付料、第 1 9 款諸収入、第 3 項第 1 目第 3 節奨学資金貸付金元利収入、第 4 項第 2 目民生費受託事業収入、第 5 項第 1 目第 2 節雑入のうち、私用電話料等収入、図書館コピーサービス料、学校開放夜間使用料、北川水辺空間再生施設電力販売料、旧須賀利公民館電気使用料、生活保護法第 7 8 条による返還金、公民館コピーサービス料、資源化物売却収入、A L T 住宅使用料、日本スポーツ振興センター共済給付金、コピー使用料（市民サービス課）、児童扶養手当返還金、坂場墓地移転に伴う賠償金、生活保護法第 6 3 条による返還金（過年度分）、尾鷲市自治連合会コピー使用料、生活保護法第 7 8 条による返還金（過年度分）、児童手当返還金、一人親家庭等医療費助成返還金、歳出、第 2 款総務費、第 1 項第 1 目一般管理費、5、情報化推進事業のうち、住民基本台帳ネットワーク機器借上料、第 7 目交通災害共済受託事業費、第 8 目出張所費、第 1 0 目生活相談費、第 1 1 目人権・男女共同参画費、1、人権啓発推進事業、第 1 3 目諸費、3、窓口業務関係経費、6、総務管理費補助金のうち、尾鷲市自治連合会補助金、熊野人権擁護委員協議会補助金、第 3 項戸籍住民基本台帳費、第 3 款民生費のうち、第 1 項第 1 目社会福祉総務費、4、国民健康保険事業特別会計繰出金、第 8 目老人医療費、第 1 0 目後期高齢者医療費、2、後期高齢者医療事業特別会計繰出金を除く、第 4 款衛生費、第 1 項保健費、第 2 項清掃費、第 3 項環境衛生費、第 9 款教育費、議案第 2 号「平成 21 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議

決について」、議案第3号「平成21年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について」、議案第4号「平成21年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第6号「平成21年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第8号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」のうち、第1条歳入、第12款使用料及び手数料、第1項第6目教育使用料、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2項第1目民生費国庫補助金、第5目教育費国庫補助金、第14款県支出金、第1項県負担金、第2項第2目民生費県補助金、第3目衛生費県補助金、第8目教育費県補助金、第3項第2目交通災害共済事業費委託金、第15款財産収入、第2項第1目第2節土地建物売払収入、第2目物品売払収入、第16款寄附金、第1項第2目民生費寄附金、第19款諸収入、第5項第1目第2節雑入のうち、資源化物売却収入、坂場墓地移転に伴う賠償金、障害者福祉資金出捐金返還金、歳出、第2款総務費、第1項第7目交通災害共済受託事業費、第3款民生費、第1項第1目社会福祉総務費、2、社会福祉一般総務費、第2目身体障害者福祉費、第5目老人福祉費、第11目自立支援給付事業、第2目後期高齢者医療費、1、後期高齢者医療事業負担金、第2項児童福祉費、第4款衛生費、第1項保健費、第2項清掃費、第3項環境衛生費、第9款教育費、第2条第2表繰越明許費のうち、第4款衛生費、第2項清掃費、議案第9号「平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第10号「平成20年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第11号「平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第12号「平成20年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第22号「尾鷲市立公民館条例の一部改正について」、議案第23号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」、議案第24号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第26号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」のうち、第1条歳入、第13款国庫支出金、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第13目諸費、第3款民生費、第2条第2表繰越明許費補正のうち、第2款総務費、第3款民生費、以上、14議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

去る3月17、18、23日の3日間、午前10時より、市長、教育長、病院事務長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、審査いたしました。

た結果、付託されました全議案いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告を申し上げます。

なお、議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、歳出、第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、細目3、学校教育事務局費につきましては、本会議での議案に対する質疑の中で指摘のあった学校評議員に対する報償費38万円が当初予算に計上漏れしていたことについて、当委員会におきましても、執行部から陳謝を受けたところでございます。今後、業務を遂行するに当たりチェック機能を強化することを強く求めることを申し添え、委員長報告といたします。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 次に、総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

〔5番（真井紀夫議員）登壇〕

5番（真井紀夫議員） 私ども総務産業常任委員会に付託になりました議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、第1条歳入、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款自動車取得税交付金、第8款地方特例交付金、第9款地方交付税、第10款交通安全対策特別交付金、第11款分担金及び負担金、第1項分担金、第12款使用料及び手数料、第1項第3目農林水産業使用料、第4目商工使用料、第5目土木使用料、第2項第3目農林手数料、第4目土木手数料、第13款国庫支出金、第2項第3目土木費国庫補助金、第3項第1目第1節総務管理費委託金のうち、自衛官募集事務交付金、第14款県支出金、第1項第1目総務費県負担金、第2項第1目総務費県補助金、第4目農林水産業費県補助金、第5目商工費県補助金、第6目土木費県補助金、第3項第1目総務費委託金のうち、第1節総務管理費委託金、人口動態調査事務費市町村交付金を除くもの、第3目商工費委託金、第4目土木費委託金、第5目消防費委託金、第15款財産収入、第1項第1目第1節土地建物貸付収入のうち、管財関係土地貸付料、農林関係土地貸付料、第2項財産売払収入、第16款寄付金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第2項市預金利子、第3項第1目第1節尾鷲市小規模事業資金貸付金元金収入、第2節東海労働金庫貸付金元利収入、第4項第1目総務費受託事業収入、第3目農林水産業費受託事業収入、第5項第1目第1節滞納処分費、第2節雑入のうち、水道事業会計負担金、共同キャッシングサービスボックス設置料、共同

キャッシングサービスボックス電気使用料、三木里海水浴場PR用ポスター作成
地元負担金、互助会館電気使用料、互助会館電話機使用料、白地図等売却代、観
光テレカ売却収入、コピー使用料（税務課）、消防団員福祉共済制度事務費返戻
金、公文書コピー代、三重県振興協会市町村交付金、尾鷲産材振興助成金、水道
管理設に伴う舗装復旧金、一般コミュニティ助成事業助成金、公文書コピー代
（新産業創造課）、納付書共同印刷負担金、矢ノ川中継所消防防災無線設備電気
使用料、システム利用負担金、生活年金プラン事務費、派遣職員人件費、e L -
T A X導入助成金、戸別受信機個人負担金、第20款市債、歳出、第1款議会費、
第2款総務費のうち、第1項第1目一般管理費、5、情報化推進事業のうち、住
民基本台帳ネットワーク機器借上料、第7目交通災害共済受託事業費、第8目出
張所費、第10目生活相談費、第11目人権・男女共同参画費、1、人権啓発推
進事業、第13目諸費、3、窓口業務関係経費、6、総務管理費補助金のうち、
尾鷲市自治連合会補助金、熊野人権擁護委員協議会補助金、第3項戸籍住民基本
台帳費を除くもの、第3款民生費、第1項第1目社会福祉総務費、4、国民健康
保険事業特別会計繰出金、第8目老人医療費、第10目後期高齢者医療費、2、
後期高齢者医療事業特別会計繰出金、第4款衛生費、第4項下水道費、第5項上
水道費、第6項病院費、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、
第8款消防費、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費、第2条
第2表地方債、第3条一時借入金、第4条歳出予算の流用、議案第5号「平
成21年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」、議案第7号
「平成21年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第8号「平
成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」のうち、第1条
歳入、第1款市税、第11款分担金及び負担金、第12款使用料及び手数料、
第1項第3目農林水産業使用料、第5目土木使用料、第13款国庫支出金、第2
項第3目商工費国庫補助金、第4目土木費国庫補助金、第6目総務費国庫補助金、
第14款県支出金、第2項第1目総務費県補助金、第4目農林水産業費県補助金、
第6目土木費県補助金、第7目消防費県補助金、第3項第1目総務費委託金、
第15款財産収入、第1項財産運用収入、第2項第1目不動産売却収入、第16
款寄附金、第1項第6目一般寄附金、第19款諸収入、第2項市預金利子、第4
項受託事業収入、第5項第1目第2節雑入のうち、三重県振興協会市町村交付金、
一般コミュニティ助成事業助成金、戸別受信機個人負担金、第20款市債、歳出、
第1款議会費、第2款総務費、第1項第1目一般管理費、第3目財産管理費、

第5目企画費、第12目防災費、第2項徴税費、第5項統計調査費、第3款民生費、第1項第1目社会福祉総務費、5、国民健康保険事業特別会計繰出金、第8目老人医療費、第12目後期高齢者医療費、2、後期高齢者医療事業特別会計繰出金、第4款衛生費、第4項下水道費、第5項上水道費、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第8款消防費、第11款公債費、第2条第2表繰越明許費のうち、第4款衛生費、第4項下水道費、第5款農林水産業費、第7款土木費、第3条第3表債務負担行為補正、第4条第4表地方債補正、議案第13号「平成20年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)の議決について」、議案第14号「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第15号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第16号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」、議案第17号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、議案第18号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第19号「尾鷲市市税条例の一部改正について」、議案第20号「三重県尾鷲市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」、議案第21号「三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合の規約変更に関する協議について」、議案第26号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」のうち、第1条歳入、第14款県支出金、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第3目財産管理費、第5款農林水産業費、第7款土木費、第2条第2表繰越明許費補正のうち、第5款農林水産業費、第7款土木費、議案第27号「工事請負変更契約について(市道梅ノ木谷線道路改良工事)」、以上、15議案についての委員会における審査の経過並びに結果について報告申し上げます。

去る3月12日、3月13日、3月16日の3日間、午前10時より、市長、関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算の議決について」は、賛成少数で否決すべきものと決しました。また、議案第8号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第6号)の議決について」は、賛成多数で可決されました。そのほかの全議案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(三鬼和昭議員) 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

なお、ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑は、後ほど一括して行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元に配付のとおり、議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算」に対し、村田幸隆議員ほか3名の議員から修正の動議が提出されました。

この際、提出者の説明を求めます。

13番、村田幸隆議員。

〔13番（村田幸隆議員）登壇〕

13番（村田幸隆議員） 議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算」に対しまして、田中勲議員、濱口文生議員、南靖久議員とともに修正案を提出いたしましたので、代表して修正案の説明を申し上げます。

先ほどの総務産業常任委員長の報告において、賛成少数で議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算の議決について」は否決すべきものと報告がございました。その理由として、この予算には奥田市長みずからの議員当時の発言により生じた裁判費用の計上があり、奥田市長個人の原因によるものであります。現在、尾鷲市として告訴されていることは十分承知しておりますが、その責任については、奥田市長個人において対応すべきものであり、市民の税金である公費により支払われるということについては、一時的にあるにせよ到底理解できないものであります。

この費用については、みずからの給与も含めて検討せよとの声がありましたが、一向にその姿勢が見えず、結審されてから市に対する不利益については責任を持って対処するという市長の一貫した態度であり、これに係る予算が含まれる当初予算については認めるわけにはまいらず、否決すべきものとなりました。

しかしながら、当初予算を否決するということになれば、他の福祉施策等を始め市民生活に直結する予算をも否決するということに相なり、平成21年度予算執行が行えず、やむなくこの裁判に要する費用の減額修正案を提出いたす次第でございます。

この予算修正案につきましては、総務一般管理費の報償費としての予算計上されております報償金及び実費弁償を全額減額しようとするものであります。

それでは、修正する予算につきまして、別紙をごらんいただきたいと思います。

歳入、第17款繰入金、第1項基金繰入金を24万1,000円減額し、歳出においては、第2款総務費、第1項総務管理費を24万1,000円減額することにより、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億5,975万9,000円と改め

るものであります。

内訳といたしましては、48ページをごらんください。

歳入、第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、第1節財政調整基金繰入金、本年度予算額1億3,737万円を24万1,000円減額いたし、1億3,712万9,000円とするものであります。

続きまして、67ページをごらんください。

歳出、第2款第1項総務管理費、第1目一般管理費、細目4、総務一般管理費のうち、報償費中、報償費24万1,000円を全額減額するものであります。

以上、修正案の説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） これより各常任委員長の報告に対する質疑及びただいま提案説明されました議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算」の修正動議に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第3、議案第1号「平成21年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

まず、本議案に対する村田幸隆議員ほか3名の議員から提出された修正案について、起立によって採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（三鬼和昭議員） 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

ただいま修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（三鬼和昭議員） 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号「平成21年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第2号「平成21年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号「平成21年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第3号「平成21年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号「平成21年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手多数であります。

よって、議案第4号「平成21年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号「平成21年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第5号「平成21年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号「平成21年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第6号「平成21年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号「平成21年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第7号「平成21年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

議長（三鬼和昭議員） 起立多数であります。

よって、議案第8号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第9号「平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第9号「平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号「平成20年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第10号「平成20年度尾鷲市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号「平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手多数であります。

よって、議案第11号「平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号「平成20年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第12号「平成20年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号「平成20年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第13号「平成20年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第14号「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第15号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第16号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第16号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第17号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第18号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第18号「職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第19号「尾鷲市市税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第19号「尾鷲市市税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第20号「三重県尾鷲市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第20号「三重県尾鷲市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第21号「三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合の規約変更に関する協議について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第21号「三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合の規約変更に関する協議について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第22号「尾鷲市立公民館条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第22号「尾鷲市立公民館条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第23号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第23号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第24号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第24号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第26号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(三鬼和昭議員) 起立全員であります。

よって、議案第26号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第27号「工事請負変更契約について(市道梅ノ木谷線道路改良工事)」についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、議案第27号「工事請負変更契約について(市道梅ノ木谷線道路改良工事)」については、原案のとおり可決されました。

正午を過ぎましたが、そのまま会議を続行いたします。

次に、日程第29、陳情第5号「地域商品券発行に関する助成を求める陳情」を議題といたします。

ただいま議題となりました陳情第5号「地域商品券発行に関する助成を求める陳情」につきましては、総務産業常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

[5番(真井紀夫議員)登壇]

5番(真井紀夫議員) 本日、私ども総務産業常任委員会へ付託されました陳情第5号「地域商品券発行に関する助成を求める陳情」につきましては、提出者である尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会及び尾鷲市商店連合会の方にもご出席をいただき、詳細なる説明を聞いた上で、委員会において慎重に審査いたしました結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので報告申し上げます。

なお、委員会へは市長にも出席をしていただき、各委員からは、行政は全面的にバックアップしていくべきであるとの指摘や、市長はもっと積極性を持って地域活性化のためにやるべきだという強い意見がありましたことも申し添えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(三鬼和昭議員) 委員長の報告は以上のとおりであります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

陳情第5号「地域商品券発行に関する助成を求める陳情」について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、陳情第5号「地域商品券発行に関する助成を求める陳情」については採択と決しました。

お諮りいたします。

ここで、発議第1号「奥田尚佳市長に対する問責決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。よって、この際、発議第1号を日程に追加し、議題といたします。

ここで発議書を配付いたさせます。

(発議書配付)

議長(三鬼和昭議員) それでは、事務局長をして発議の朗読をいたさせます。
事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) ただいま議題となっております発議につきまして、提案理由の説明を求めます。

16番、南靖久議員。

[16番(南靖久議員)登壇]

16番(南靖久議員) 議員有志13名を代表いたしまして、問責決議案の提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治における二元代表制、いわゆる市長と議員がそれぞれ別の形で市民が

ら選ばれ、市民福祉の向上のために切磋琢磨しながら車の両輪のごとく市政を推進していかなければならないのは当然のことです。しかし、昨年4月、奥田市長就任以来、尾鷲市始まって以来となる補正予算の否決、また、条例改正案の否決及び人事案件等の不同意など、市政運営に大きな混乱を招いてきました。

さらには、本年1月22日、税理士法違反という刑事事件が発覚し、尾鷲市民に大きな衝撃が走りました。奥田尾鷲市長が税理士法違反容疑で三重県警から書類送検されたことがテレビや新聞等で全国的に大きく報道され、予期せぬ出来事に市民の尾鷲市政への不安は言葉ではあらわせないぐらいのものでした。

そのような事態を憂慮した我々議員有志14名は、尾鷲市政に混乱が及ばぬように2月10日に奥田市長に対し辞職の申し入れを行ったところであります。しかし、事件発覚後、市長の発言は、反省していると言いながらも、一方では責任転嫁と言いわけに終始し、法令違反に対する自覚と認識が我々議会側からすれば全くうかがうことができませんでした。

先般、3月13日、市長は記者会見で、津地方検察庁から今回の刑事事件に対しての略式起訴の罰金刑が確定したことに、涙を流して「略式起訴なのでほっとしている」と述べられていました。また、「法曹界の方に聞くと、罰金刑では議員始め地方自治体の長でやめた例はない」とも述べられ、略式起訴はあたかも有罪ではなく無罪のような感覚でいる奥田市長と我々議員始め尾鷲市民との間に今回の事件に関する尾鷲市長としての倫理観の温度差を痛切に感じたところであります。

尾鷲市政が昭和29年6月に発足し、今年で55年目を迎えます。その間、初代畦地市長、岩城市長、長野市長、杉田市長、そしてあなたが選挙戦を戦った伊藤市長と続きますが、その歴代市長の中でだれ一人当然のこととして刑事事件で書類送検された方は見えません。既に鬼籍に入っている方も見えますが、今日の尾鷲市政の混迷をだれ一人として想像していなかったでしょう。尾鷲市民の皆様と歴代市長にまことに申しわけなく、本当に情けない限りであります。

この状況の中、市民は、歴代市長に恥じない6代目尾鷲市長としての潔い決断を望んでいることは明白であります。よって、我々議員有志は、奥田市長に対し問責を決議するものであります。

以下、問責決議案を朗読させていただきます。

奥田尚佳市長に対する問責決議（案）

奥田尚佳市長は、国税局から告発され、三重県警から平成21年1月22日に

税理士法違反（税理士法第43条）の容疑により書類送検されていた。このたび、略式起訴とはいえ、有罪の判決が下された。

市政の発展と市民の福祉の向上に全力を傾注していかなければならない重要な責務を有する市長が、このような法令違反を起こしたことは、市長としての資質に欠けるものである。さらに、市長みずから市民に対して事件の説明を行うと公言したにもかかわらず、今なお行われていない。それが市民の信頼を大きく失墜し、一層市政の混乱を来している。

よって、尾鷲市議会は、奥田尚佳市長の政治的、社会的、道義的責任を厳しく問うものである。

以上、決議する。

平成21年3月25日、尾鷲市議会議員有志13名。

以上であります。

議長（三鬼和昭議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本発議に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号「奥田尚佳市長に対する問責決議」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（三鬼和昭議員） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

去る2日の開会以来、ご提案を申しあげました各種重要案件につきましては、

終始慎重にご審議をいただき、まことにありがとうございました。

ただ、「平成21年度尾鷲市一般会計予算の議決」につきましては、修正動議が出されまして、地元の鉄鋼会社から尾鷲市を訴えている裁判費用24万1,000円につきましてはご理解いただけなかったということにつきましては、非常に残念に思っております。10月の臨時会の際には、この24万1,000円も含めた、あと21万円の着手金を含めた45万1,000円をお認めいただいた限りでございますけれども、今回、こういう形で認めていただけなかったということに対しては非常に残念に思います。私もちょっと理解に苦しむところでございますけれども、そうはいつでも議員の皆様の判断でございますので、今後どうするかということにつきましては慎重に対応していきたいというふうに考えております。

それから、本日最後の問責決議につきましても、非常に重く受けとめておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それで、いろんな審議の中で今回もいろんなご指摘、ご意見等ございました。そういうことを今後また十分、心して取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、簡単でございますが閉会のあいさつとさせていただきます。今回の議会も非常に長かったですけれども、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） 去る3月2日開会以来、長い間まことにご苦労さまでした。

これをもって平成21年第1回尾鷲市議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 0時17分〕